

平成16年6月8日
事務連絡

各都道府県及び保健所設置市自動車リサイクル法主管課室 へ

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等
に関する欠格要件の照会等について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）については、来年1月1日の完全施行に先立ち、本年7月1日から解体業及び破砕業の許可に関する事務が施行されることになっており、同時に、法第125条第1項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市長（以下「知事等」という。）は警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対し意見の聴取を行うこととなっている。

ついては、当該意見聴取を始めとする欠格要件の照会等に関する事務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、現在行われている産業廃棄物処理業の許可と同様の取扱いの要領を下記のとおり定めたので、これらに十分留意の上、運用に努められたい。

記

1. 総論

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するために申請者の一般的適性についての要件を定めたものであって、これらに該当しないことが許可の要件とされていることから、許可に当たっては、これらに該当する事由の有無について調査を行うこと。なお、関係行政機関に照会する場合にあっては、7.に関する場合を除き、法第127条に基づき行うものであること。

2. 成年被後見人又は被保佐人に関する欠格要件

申請書への添付が義務付けられている後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書により、確認すること。

3. 破産者に関する欠格要件

① 申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村（特別区を含む。以

下「市町村」という。)あて照会を行うことなどにより、該当する事由の有無について調査すること。

- ② 申請者が法人である場合には、当該法人の役員については、申請書への添付が義務付けられている登記簿の謄本に当該役員名の記載があれば破産者に関する欠格要件に当たらないものであるため、これを確認すること。(使用人については、①に準ずる。)

なお、本籍地については、許可申請書(使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)の様式第5及び第8)において、住所と異なる市町村である場合にあっては、本籍地のある市町村名を記入させる運用とするものであること。

4. 刑罰に関する欠格要件

法第62条第1項第2号ロ及びハに該当する事由の有無については、次のとおり調査すること。

- ① 申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あて照会を行うこと。
- ② 申請者が法人である場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁あて照会を行うこと。また、当該法人の役員及び使用人について、①と同様に役員及び使用人の本籍地がある市町村あて照会を行うこと。
- ③ 申請者が外国人である場合には、東京地方検察庁あて照会を行うこと。

5. 法、廃棄物処理法又は浄化槽法の許可の取消しに関する欠格要件

各都道府県又は保健所設置市の担当課に確認すること。

6. おそれ条項

法第62条第1項第2号ホ(以下「おそれ条項」という。)は、法第62条第1項第2号イからニまで及び同号へからヌまでのいずれにも該当しないが、申請者の資質及び社会的信用の面から業務の適切な運営を期待できないことが明らかである場合には、許可をしないことができること。具体的には、次の場合がこれに該当するものとして考えられること。

- ① 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている場合
- ② 法、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号)第6条各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)

第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

- ③ ②に掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- ④ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

7. 暴力団員等に関する欠格要件

- ① 新規又は更新の許可をするときは、法第125条第1項の規定により、法第62条第1項第2号へからヌまでに該当する事由（同号ト、チ及びヌに該当する事由にあつては、同号へに係るものに限る。）の有無について、申請後速やかに当該都道府県の区域を管轄する警察本部長の意見を聴取すること。
- ② 警察本部長への意見聴取は、別紙1に規則様式第5、第8の写しを添付することにより、文書で行うこと。また、意見聴取・陳述事務を迅速・円滑に進めるため、案件が多数に上る場合等においては、知事等と警察本部長との合意により、上記の書類に加えて、照会対象者の氏名、生年月日、性別等を記録した電磁的記録媒体を用いて照会を行う等工夫すること。
- ③ 警察本部長からは、該当する事由の有無について、別紙2又は別紙3の様式に準じた文書により意見が陳述されること。
- ④ 法第126条の規定に基づく警察本部長からの意見陳述は、別紙4の様式に準じた文書により行われること。
- ⑤ ③又は④の意見陳述を受けた知事等は、当該意見陳述に係る解体業者又は破砕業者に対して許可をしている全ての知事等に通報すること。また、おおむね3ヶ月ごとに別紙5により許可又は不許可の結果を警察本部長に通知すること。

なお、本意見聴取等の事務については、本事務連絡と並行して、警察庁刑事局長及び組織犯罪対策部暴力団対策課長から警察本部長あてに、「使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく解体業及び破砕業からの暴力団排除対策の推進について」（平成16年6月8日付け警察庁丙暴発第7号）及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく解体業及び破砕業からの暴力団排除のための警視総監又は道府県警察本部長の意見陳述等要領について」（平成16年6月8日付け警察庁丁暴発第14号）が発出されている。

(別紙1)

第 号
平成 年 月 日

警視總監又は道府県警察本部長 殿

都道府県知事又は保健所設置市長

使用済自動車の再資源化等に関する法律による意見聴取について

使用済自動車の再資源化等に関する法律第125条第1項（第125条第2項）の規定に基づき、別紙の者に関する同法第62条第1項第2号へからヌまでに該当する事由（同号ト、チ及びヌに該当する事由にあつては、同号へに係るものに限る。）の有無について意見を聴取します。

(別紙2)

(欠格事由に該当しないと認められる場合)

第 号
平成 年 月 日

都道府県知事又は保健所設置市長 殿

警視総監又は道府県警察本部長

使用済自動車の再資源化等に関する法律による意見について

使用済自動車の再資源化等に関する法律第125条第1項(第125条第2項)の規定に基づき、別紙「平成 年 月 日付け第 号の書面」により意見を求められた件については、同法第62条第1項第2号へからヌまでに該当する事由(同号ト、チ及びヌに該当する事由にあっては、同号へに係るものに限る。)があるとは認められない。

(別紙3)

(欠格事由に該当すると認められる場合)

第 号
平成 年 月 日

都道府県知事又は保健所設置市長 殿

警視総監又は道府県警察本部長

使用済自動車の再資源化等に関する法律による意見について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第125条第1項（第125条第2項）の規定に基づき、平成 年 月 日付け第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第62条第1項第2号○（へ～ヌ）に該当する事由があると認められる。

(別紙4)

第 号
平成 年 月 日

都道府県知事又は保健所設置市長 殿

警視総監又は道府県警察本部長

使用済自動車の再資源化等に関する法律による意見について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第126条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象とする解体業者（又は破砕業者）

※（個人の場合）

氏名 ○○ ○○

住所 ○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

※（法人の場合）

商号 ○○○○会社（代表者 ○○○○）

所在地 ○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

2 法第62条第1項第2号へからヌまでに該当する事由の有無に係る意見

法第62条第1項第2号○（へ～ヌ）に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該解体業者（又は破砕業者）に対して適切な措置をとることが必要であると認められる。

(別紙5)

第 号
平成 年 月 日

警視総監又は道府県警察本部長 殿

都道府県知事又は保健所設置市長

使用済自動車の再資源化等に関する法律による処分結果について

使用済自動車の再資源化等に関する法律第125条第1項又は第2項により意見を聴取した者（第126条により意見を受けた者）については、下記のとおり処分したので通知します。

記

意見陳述文書番号	氏名又は名称	処 分 結 果